

建設経済常任委員会

平成25年11月15日（金曜日）

建設経済常任委員会

平成25年11月15日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 7 号 旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 旭市土地開発公社の解散について
- 議案第17号 専決処分の承認について

出席委員（6名）

委員長	平野忠作	副委員長	宮澤芳雄
委員	嶋田茂樹	委員	日下昭治
委員	滑川公英	委員	林七巳

欠席委員（なし）

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（16名）

副市長	加瀬寿一	商工観光課長	堀江隆夫
農水産課長	大久保孝治	建設課長	高野晃雄
都市整備課長	林利夫	下水道課長	石毛隆
水道課長	鈴木邦博	農業委員会 農事務局長	高木寛幸
その他担当 職員	8名		

事務局職員出席者

事務局 長 伊 藤 恒 男

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

主 査 榎 澤 茂

開会 午前10時 0分

○委員長（平野忠作） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

このところ、ぐずついた陽気が続いていまして、本来の秋空がなかなか戻ってこないのが今日このごろでございます。また、日本列島におかれましては、秋口にはゲリラ豪雨、雷、突風と。また、海外に目を向けますと、フィリピンではレイテ島付近でスーパー台風、風速90メートル、あるいは高潮によりまして甚大な被害が襲っております。

議員の任期も残すところあとわずかとなりまして、また、常任委員会も最後の常任委員会でございます。平成24年、25年と、2年間にわたりまして委員長を務めさせていただきました、誠にありがとうございました。皆様方のご理解、ご協力のおかげで、何とかこの責を務めることができまして、本当にありがとうございました。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

なお、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのまま自席でお待ちください。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、加瀬副市長よりご挨拶をお願いいたします。

○副市長（加瀬寿一） おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変ご苦労さまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の所管事項、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 旭市土地開発公社の解散について、議案第17号、専決処分の承認について、以上の5議案でございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方のご質問に対しましては、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいります。

何とぞ全議案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げまして挨拶といたします。

本日は大変ご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野忠作） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月8日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市土地開発公社の解散について、議案第17号、専決処分の承認についての5議案であります。

初めに、議案第1号中の所管事項について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算（第4号）の議決について、建設課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の22ページをお開きください。

8款2項5目、説明欄1の橋梁新設改良事業1,008万円ですが、現在、架け替え工事を行っている東部図書館西側の無名橋の施工過程において、騒音や振動への苦情や要望が近隣住民から寄せられたため、これらの対策として施工方法を変更することといたしました。

主なものは、鋼矢板の打ち込みに使用する機械を、当初のハイブロハンマーからサイレントバイラーへと変更しました。また、旧橋の取り壊し撤去において、コンクリートを一旦切断した後、作業ヤードへ移動してから破砕することとしたものでございます。

以上で第1号、建設課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それでは、質問させていただきます。

21ページお開きください。21ページ4目の説明欄1番、さわやか畜産総合展開事業、これの事業費228万円の具体的な内容についてお聞かせください。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 今回計上いたしましたものは、これは鎌数の一新ファームさんのほうで、浄化槽に対しまして汚泥脱水機を設置するというものでございます。事業費ですが、760万円を予定しております。

228万円の内訳でございますが、県の補助金が5分の1、市の補助金が10分の1、これらを合わせまして228万円の補助金額とするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

日下昭治委員。

○委員（日下昭治） 今のことですけれども、尿の脱水機という話ですよね。そうしますと、その事業者は、それ以外のものもあると思うんですけれども、過去にそういった事業を使ってやっていたのか。今回は脱水機だということですが、脱水機の内容はもうそういう形で今聞きましたけれども、附帯施設としての脱水機なのか、過去にそういった事業を、いろんな事業を行っていたか、ちょっと参考をお願いしたいと思います。

○委員長（平野忠作） 日下昭治委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） 既存の浄化槽施設に対して新たに設置をするというものです。

それと、以前に設置した浄化槽ですが、詳しいものを持っておりませんけれども、恐らく、畜産環境整備事業ということで時限立法がございましたので、そのときに設置されたものか

と思います。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） それでは、議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い改正された旭市税条例の延滞金の改正に準じて改正を行うものでございます。

改正は、附則に第3項、延滞金の割合の特例を加えるものであります。

改正の内容ですが、延滞金の割合につきましては、本則で14.5%が適用される場合は特例基準割合に7.25%を加えた割合、7.25%が適用される場合は特例基準割合に1%を加えた割合となります。

この説明いたしました特例基準割合でございますが、各年の前々年の10月から前年の9月までの国内銀行の新規の短期貸出約定金利の平均の割合で、財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加算した割合となります。

ちなみに、平成25年の数字で申し上げますと、特例基準割合は2%となります。この場合の延滞金の割合は14.5%が9.25%に、7.25%が3%にそれぞれ引き下げられるものでございます。

次に、延滞金の割合でございますが、上から7行目に年14.5%、8行目に年7.25%、これについて、他の条例の14.6%、7.3%と若干違いますが、これにつきましては、上位法であります都市計画法の適用から来ているものであります。

施行期日につきましては平成26年1月1日とするものでございます。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第7号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

下水道課長。

○下水道課長（石毛 隆） 議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第30条第2項の改正につきましては、旭市下水道条例施行規則の様式中に、「納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については7.3%」と定められているものを、条文の規定に明記するものでございます。

また、附則に第4項、延滞金の割合の特例を加えるものであります。

改正の内容につきましては、議案第7号と同じでございます。

延滞金の割合につきましては、14.6%が適用される場合は特例基準割合に7.3%を加えた割合、7.3%が適用される場合は特例基準割合に1%を加えた割合となります。この場合の延滞金の割合は、14.6%が9.3%に、7.3%が3%にそれぞれ引き下げられるものでございます。

なお、施行期日は平成26年1月1日とするものでございます。

以上で議案第8号の補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議案第15号、旭市土地開発公社の解散につきまして、若干、補足説明をさせていただきます。

解散を予定しております旭市土地開発公社の事業用資産の中に多目的用地、11件11筆がございます。帳簿面積は2,914.33平米、こういう財産がございます。これにつきまして若干説明させていただきます。

この多目的用地11件、ほとんどが昭和40年代、あるいは50年代、現在の旭市土地開発公社の前身であります旧旭市開発協会、さらには旭市開発振興公社、この時代に取得しました土地でございます。11件、いずれも20年以上、長きにわたりまして保有している土地、こうい

うことをご理解いただいていると思います。

この土地の処分は、公社を解散するに当たりましてどうしても避けて通れない課題で、現在、事務作業を進めているところでございます。

現在、11件、財産処分を進めておりますので、これにつきまして若干説明させていただきます。

11件のうち5件につきましては、現況が道路、水路、こういうような公共用地として使われております。これにつきましては市へ無償譲与というような形で所有権移転を現在進めております。また、2件2筆につきましては、公社への所有権移転の登記がないと。俗にいいます仮登記とか、そういうものでございます。そういうようなことでありますけれども、実はこれの金銭の授受を証明できる書類がない、物的証拠書類がない、そんなことで財産の放棄の手続を現在進めております。さらに2件、面積的には1,129平米、現況地目が農地でございます。ご承知のように、農地につきましては農業者以外取得できない、そういうようなことで、この農地につきましては近隣農業者への売却を進めております。

あと2件、ほかに2件、809平米ということで、地目が山林、現況が雑種地というようなことでございます。この809平米につきましては一般競争入札で、公売で売却を進める予定で、現在、事務作業を進めております。

この809平米につきましては、実は今回、公募で公売するわけですがけれども、場所的には、実は東総工業高校のグラウンド、野球グラウンドですね。そのライト側の北側のほうに土地が2筆ございます。先ほど言いましたように、地目は山林でありますけれども、現況は雑種地というようなことで、隣の土地は宅地で使われておる土地でございます。十分、宅地として使える土地というふうに我々も理解しております。そういうようなことで、今回、公募にて売却を予定している。これにつきまして、12月1日号の市の広報紙、さらにはその前に市のホームページで売却条件等につきまして周知を図る予定でございます。

以上、どうしても避けて通れない多目的用地の処分につきまして現在進めております。これらが終わりましたらば、県へのいろんな解散手続に入れるかな、そういうふうに考えております。

以上で議案第15号につきましての補足説明を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の説明は終わりました。

議案第15号について、質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、補足して説明がありましたらお願いいたします。

建設課長。

○建設課長(高野晃雄) 議案第17号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

内容は、平成25年度旭市一般会計補正予算(第3号)の専決処分について承認を求めるものであります。

10月15日の台風26号、並びに10月20日の大雨により、市道ののり面や路肩が崩落し、近接する住宅への危険防止や被害拡大防止のため、早急に復旧工事をする必要があります、専決処分により補正予算をお願いしたものであります。

補正予算書の6ページをお開きください。

歳出になります。

11款3項1目、説明欄1の道路橋梁災害復旧費3,700万円ですが、10月17日の台風26号及び10月20日の大雨の影響で、市内では市道等に多くの被害が発生いたしました。被害の内容は、道路冠水が26か所、倒木20か所、路肩決壊7か所、のり面崩落や土砂崩落9か所などで合計66か所に及んでいます。これらの被害のうち、職員が行った応急的な対応策以外では、旭市建設業災害対策協力会に応急対策工事等として依頼したものが15件と、今後、災害復旧工事として実施する予定のものが5件ございます。この5件の工事箇所は、別紙の地図ですが、そちらのほうをご覧いただきたいと思います。

箇所図のとおり、上から市道1-024号線、溝原地先2か所、それから清和甲地先の地区内道路、それから市道のH-2067号線、南堀之内地先、それから市道のH-1017号線、鎗木地先、各1か所となっております。

第15節工事請負費の内容につきましては、ただいま申し上げました被災箇所の災害復旧工事費3,350万円となります。

また、第13節の委託料については、鎗木地先の市道H-1017号線の災害復旧工事における測量、地質調査、これはボーリングでございます。構造物詳細設計の業務委託費として350万円を計上したものです。

以上で議案第17号の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長(平野忠作) 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

宮澤芳雄委員。

○委員（宮澤芳雄） それではお尋ねします。

66か所のうちの特に被害の大きかった干潟地区の5か所について、予算の総額が分かりましたらお聞かせください。

それから、一番最後に完成する、復旧完成する、大体めどがありましたらお聞かせください。

○委員長（平野忠作） 宮澤芳雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（高野晃雄） 予算のほうは、復旧工事費ということで、干潟地区の5か所でございますと、3,250万円と今想定しております。

また、被害のほうの状況ですけれども、溝原地区の2か所ですが、1か所は路肩が16メートルほど崩れまして、そこは反対側も崖地になっておりまして、復旧のめどですけれども、来年の3月を予定しております。

ただし、できるものから早急に発注のほうへ入りたいと思いますので、全体的には来年の3月ということでございます。

○委員長（平野忠作） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（平野忠作） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（平野忠作） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例の

制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市土地開発公社の解散について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(平野忠作) 全員賛成。

よって、議案第17号は承認することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(平野忠作) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(平野忠作) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は、随時報告をしてください。

農水産課長。

○農水産課長（大久保孝治） お手元に資料はございませんですが、11月10日日曜日に、本年度第2回目の水産朝市が開かれました。当日はあいにくの悪天候ではございましたが、早朝より皆さんおいでいただきまして、8月に引き続き、盛況のうちに終了することができました。

それと、お手元にいきいき旭産業まつりとふるさとまつりひかたの合同開催のチラシ、それと海上産業まつりのチラシを置いてございますが、既にご案内はしておりますが、17日、それと23日には、ご足労でも皆様方においでいただきますようお願いいたします。

失礼いたします。

○委員長（平野忠作） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、商工観光課から2点、資料ございませんけれども、口頭で報告をさせていただきます。

1点目につきましては、実は旭市消費生活センター、これの現在の状況と国のモデルの事業、現在実施しております。それらにつきまして説明をさせていただきます。

ご承知のように、旭市消費生活センター、商工観光課の事務所の中に、一角に相談コーナーを設けてございます。職員と同じように、月曜から金曜日、毎日、消費者の相談活動を行っています。受ける相談員は、毎日2名、専属の相談員を配置してございます。相談件数、昨年度の実績で、年間615件、休みの日を除きまして、1日平均2.5件程度の案件になっております。相当、案件が多くなっている。

その相談の多い案件につきまして、3つほど上からありますけれども、通信販売によるトラブル、あるいは店舗購入で高いものを買わされてしまったとか、そういう店舗購入でのトラブル、最近ちょっと多いのが電話の勧誘・販売、こういう相談案件になっております。

この消費生活センター、ぜひ議員の皆さん方にご理解いただきたいのは、他の相談センターとちょっと違う点が幾つかあります。それはあっせん活動を行うということで、ただ相談を受ける、賜るということではなくて、解決まで相談員が導きます。場合によっては弁護士へのあっせんとか、あるいはいろいろな業者への取り次ぎの窓口、実際、業者への連絡、そこまでやっております。

そんなことで、単なる相談だけではなくて、その次のあっせんの業務まで行っているということでご理解いただければと思います。特に専門性の高い弁護士に依頼すること、これにつきましては県との連携で、1人1回については無料というような、そういう制度もございます。弁護士への取り次ぎもしておりますのでございます。

さらに、毎月第2の土曜日、よく防災無線で周知を図っておりますけれども、週末出張相談というようなことで、各支所の公民館、あるいは本年ちょっと企画しまして、サンモールの特設会場を使いまして、人が集まるところに出向いて相談会を開催しておる、そういう状況でございます。

こうした相談活動の中で特に近年、電話によります、ご承知のように、詐欺がいっぱい多く出てきております。以前はおれおれ詐欺というようなことで、息子に化けてという、そういう詐欺があったんですけれども、最近は投資型詐欺というようなことで、特にこれは劇場型詐欺というようなことで、複数の詐欺師が投資の呼びかけとか、本市でもあったわけなんですけれども、ダイヤモンドを買わされてしまったとか、そんなことで、実際、市内でも多くの被害が見受けられます。この被害に遭われた方を救済するというようなことでさらに詐欺をやるというような悪質な被害も出ておる。これは先般、NHKのクローズアップで、本市の例も出ましたけれども、そういうような消費者への被害が相当出ております。

そんなことで、本市につきましては防災無線あるいは市の広報、こういうことで注意の喚起を呼びかけておりますけれども、警察と連携してということですね。今回、一步先へ出た事業をやろうというようなことで、1点は電話の見守りモデルということで、消費者庁から高齢者のお宅に詐欺に気をつけてください、そういう電話を定期的にかけております。電話コールということで。それと、試験的に録音装置を設置してございます。高齢者のお宅に、電話の脇に録音装置をつけさせていただいて、悪質な勧誘の通話を録音させてもらおうと。その録音データを回収しまして、消費者庁において手口の公表等を行いながら、その業者に対しましては行政処分の活用、こういうことを図っております。その電話の設置事業、高齢者のお宅約100台ほど、この秋に設置させていただいております。国のモデル事業というようなことで、全て国費で実施するということで現在100戸ほど入っております。

そういうようなことで、全国で三、四やっておるわけなんですけれども、旭市で現在そういう取り組みをしているということでご承知いただければと思います。

2点目に、新たな旅行商品の開発ということでございます。ご承知のように、景観とか観光資源になかなか我々旭市は恵まれていないのかなと。そんな中で、多くの方に旭市にお越しさせていただいて、旭市のよさを感じていただく機会を作りたい、そういうようなことで現在、大手の旅行業者、これは株式会社はとバスという、ここと連携をしまして、本年、旅行商品を開発してございます。はとバスは、ご承知のように、黄色いバスで有名ですけれども、親会社は東京都ということで、そんな会社と連携をしまして、旭市を舞台にしまして旅行商品

を現在作っております。

1つは、春先に飯岡地区の貴味メロン、この収穫体験と併せまして磯がきの料理ということで、2回、2日ほど来ていただきまして、大変好評でありました。今回は、第2弾として、旭市の花の産地、これをPRしようというようなことで現在進めております。日本一のみディのコチョウラン、コチョウランの花農家へ行きまして、それぞれ花を見ながらお買い求めいただく、1鉢お持ち帰りいただく、そういう企画でございます。昼食は市内のレストランで、旭市の特産の豚肉を使ったしゃぶしゃぶで昼食を食べていただく。

ちょっと残念なことは、なかなか買い物ができないというようなことで、匝瑳市のふれあいパークを今回はとバス使うわけですが、道の駅ができた段階では、ここでのお客の誘致ができるのかなど。そんなことで現在進めております。

12月下旬から1月下旬まで、9回実施をいたします。現在、こういうはとバスの日帰りバスの旅ということで、冬の号の中に入れていただいております。ホームページ等でもご覧いただけますので、12月から1月にかけて9回ほどはとバスが来るということでご承知いただければと思います。

ちなみに料金は、先ほどの昼食と夕食、夕食は成田のほうでとるということで、ランを1鉢プレゼントさせていただいて、料金、1人、平日ですと、9,980円、こういう料金になっております。

年明けにはキャベツ狩り等もはとバスで企画しようということで今進んでおります。いろいろな旅行商品を開発しながら、ぜひ旭市にも人が来ていただきたい、そういうことでこれから作っていききたいと思います。

現況の説明をさせていただきました。

以上で商工観光課の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） 担当課の報告は終わりました。

それでは、ただいまの報告について何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野忠作） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（平野忠作） 以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時33分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 平 野 忠 作